

平成24年度

# 予備自衛官補募集要項

## (一般公募)



### 1 受付期間

- (1) 第1回：平成24年1月11日(水)から4月4日(水)まで(締切日必着)
- (2) 第2回：平成24年7月17日(火)から10月1日(月)まで(同上)

注：1 第1回で採用予定数に達した場合、第2回は実施しない場合があります。  
2 技能公募との併願は可能ですが採用の段階で、一般と技能のどちらか一方を選択することになります。

### 2 採用予定数

北海道	東北	関東・甲信越	東海・北陸・近畿・中国・四国	九州
北部方面隊管内	東北方面隊管内	東部方面隊管内	中部方面隊管内	西部方面隊管内
約 100 名	約 100 名	約 520 名	約 520 名	約 160 名

※ 静岡県は関東・甲信越に含み、東海には含まれません。

注：第1回と第2回を合わせた採用予定数です。なお、採用予定数は変更する場合があります。

### 3 受験資格

- (1) 日本国籍を有する次の者  
18歳以上34歳未満の者  
※ 自衛官であった者は、自衛官であった期間が1年未満の者(自衛官候補生から引き続き自衛官となった者)にあつては、当該自衛官候補生としての勤務期間と自衛官としての勤務期間とを通算した期間が1年未満の者)
- (2) 年齢の計算期日  
ア 第1回：平成24年7月1日(日)  
イ 第2回：平成24年12月18日(火)

### 4 試験

- (1) 試験期日  
ア 第1回：平成24年4月13日(金)、14日(土)、15日(日)、16日(月)  
イ 第2回：平成24年10月12日(金)、13日(土)、14日(日)、15日(月)  
注：いずれか1日を指定されます。
- (2) 試験場  
各都道府県ごとに1か所以上で実施します。(試験場、受験番号等は別途各人に通知します。)
- (3) 試験種目及び内容

試験種目	試験内容
筆記試験	国語、数学、理科、社会、英語、作文
口述試験	個別面接
適性検査	予備自衛官補としての適性を判定する検査
身体検査	身体検査の合格基準による。

主 な 身 体 検 査 の 合 格 基 準

検 査 項 目	男 子	女 子
身 長	155cm以上のもの	150cm以上のもの
胸 囲・体 重	身長と均衡を保っているもの(合格基準表参照)	
肺 活 量	3,000cc以上のもの	2,400cc以上のもの
視 力	両眼とも裸眼視力が0.6以上又は裸眼視力が0.1以上で矯正視力が0.8以上のもの 裸眼視力が0.1未満は屈折度測定により評価する。	
色 覚	色盲又は強度の色弱でないもの	
聴 力	正常なもの	
歯	多数のウ歯又は欠損歯(治療を完了したものを除く。)のないもの	
そ の 他 (血液検査 尿検査 胸部X線検査等)	1 身体健全で慢性疾患、感染症、四肢関節等に異常のないもの 2 慢性疾患には次のものも含まれます。 (1) 気管支喘息(治療した小児喘息を除く。) (2) 常時治療を要する又は感染症を伴う重症なアトピー性皮膚炎 (3) 腰痛(5年以上無症状で再発のおそれのないものを除く。) 脊椎疾患にかかわる手術を5年以内に受けた者も含む。 (4) てんかん、意識障害の既往歴のあるもの(ただし、乳幼児期に限定した熱性けいれん等を除く。) (5) 過度の肥満症 3 開腹手術の既往歴(ただし、腹腔鏡下手術の実施後5年以上再発・後遺症がないもの、外そけい・膈ヘルニア根治術、腸管癒着症状を残さない虫垂切除術を除く。)のないもの 4 刺青がないもの・自殺企図の既往歴のないもの・躁うつ病等の精神疾患のないもの又は既往歴のないもの	

注：1 既往歴のあるもの(手術歴のあるものも含む。)は、身体検査実施時に必ず申し出てください。  
 2 女子は、身体検査のため、Tシャツ及び短パンを持参してください。

- (4) その他  
 試験に併せて薬物使用検査を実施します。

**5 受験手続**

- (1) 志願書類の請求  
 志願書類は、各都道府県に所在する自衛隊地方協力本部において取り扱っています。  
 志願書類の送付希望者は、あて先を明記した返信用封筒(A4判)に切手(140円)をはって同封し、最寄りの自衛隊地方協力本部に請求してください。その際、「予備自衛官補(一般公募)志願書類」の請求であることを明記してください。  
 自衛官募集ホームページの資料請求から志願書類を請求又はダウンロードすることもできます。
- (2) 提出書類及び提出先  
 志願者は、次の書類を最寄りの自衛隊地方協力本部に持参又は送付してください。

項 目	内 容	必要数
志 願 票	所定欄に6か月以内に撮影した写真をはってください。※(上半身、脱帽、正面向、縦4cm、横3cm、裏面に氏名、募集種目を記入)	1部
自衛隊受験票	志願票と同じ写真をはってください。	1部
返信用封筒	あて先を明記し、返信用切手(80円)をはってください。	1部

※ 写真は2枚必要であり、本人とわかる鮮明な写真で長期保存のできるものであれば、デジタル写真でも可能です。

- (3) その他  
 志願書類の提出後又は受験後、住所を変更したときには、速やかに最寄りの自衛隊地方協力本部に連絡してください。

**6 合格者の発表**

- (1) 合格発表日  
 ア 第1回 平成24年5月18日(金)  
 イ 第2回 平成24年11月16日(金)
- (2) 合格者は、自衛隊地方協力本部に掲示するとともに、本人あてに通知します。なお、不合格者については通知しません。

**7 合格者の取扱い**

合格者は、採用候補者名簿に記載され、上位者から順次採用予定者となります。

**8 その他**

- (1) 受験のための旅費は、各自の負担になります。
- (2) 次に掲げる自衛隊法第38条第1項の各号のいずれかに該当する者は、応募資格がありません。  
 ア 成年被後見人又は被保佐人  
 イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者  
 ウ 法令の規定による懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者  
 エ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- (3) その他、不明な点については、志願書類提出先の自衛隊地方協力本部にお問い合わせください。

# 予備自衛官補として採用されると

## 1 教育訓練

### (1) 目的

予備自衛官としての資質を養うとともに、予備自衛官として必要な知識及び技能を修得します。

### (2) 教育訓練日数

3年以内に50日の教育訓練を受けます。

### (3) 実施要領

教育訓練は、第1段階(20日)、第2段階(20日)、第3段階(10日)に分けて実施します。

- ◆ 全般 ● 教育訓練を3段階に区分し、それぞれ5日間の教育訓練(A～J)を設定
- 第1段階での「C、D」及び第2段階での「E～H」は、順番に関係なく履修できます。

- ◆ 各段階 第1段階：初歩的な識能を付与する段階
- 第2段階：戦闘行動に必要な識能を付与する段階
- 第3段階：各種識能を総合化する段階

※ 具体的な教育訓練要領は、最寄りの自衛隊地方協力本部にお問い合わせください。

段階 タイプ	第1段階(20日)				第2段階(20日)				第3段階(10日)	
	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J
課目	精神教育・サービス・体育									
	基本教練		戦闘訓練		野戦築城		戦闘訓練		戦闘訓練	
			格闘		通信		野外勤務		武器訓練及び射撃	
					特殊武器防護				実弾射撃	

### (4) 教育訓練を担当する部隊及び実施場所



	教育部隊	駐屯地	住所	電話番号
北部方面隊管内	北部方面混成団	真駒内	札幌市南区真駒内17	011(581)3191
東北方面隊管内	東北方面混成団	多賀城	多賀城市丸山2-1-1	022(365)2121
東部方面隊管内	東部方面混成団	武山	横須賀市御幸浜1-1	0468(56)1291
中部方面隊管内	中部方面混成団	大津	大津市際川1-1-1	077(523)0034
		普通寺	普通寺市南町2-1-1	0877(62)2311
西部方面隊管内	第3教育団	相浦	佐世保市大湯町678	0956(47)2166
		国分	霧島市国分福島2-4-14	0995(46)0350

## 2 待遇等

### (1) 身分

非常勤の特別職国家公務員

### (2) 手当等

教育訓練招集手当：日額7,900円(教育訓練参加日数分支給)

教育訓練招集旅費：教育訓練招集に応じて教育訓練に参加する場合、自宅から教育訓練実施駐屯地までの交通費を支給します。

### (3) 衣食住

ア 食事：教育訓練招集間は無料支給されます。

イ 宿泊：教育訓練招集間は駐屯地内の定められた宿舎に起居(無料)することとなります。

ウ 被服等：教育訓練で使用する作業服等は無償貸与されます。

## 3 健康管理・災害補償

### (1) 健康管理

教育訓練招集間は、自衛隊内の医務室や自衛隊病院等の利用が可能となります。

### (2) 災害補償

教育訓練招集中の公務上の災害については、自衛官と同様の補償が受けられます。

## 予備自衛官に任官すると

### 1 予備自衛官の概要

予備自衛官は、非常勤の国家公務員として、普段はそれぞれの職業に従事しながら、訓練招集命令により出頭し、予備自衛官として必要な知識・技能を維持するため年間5日間の訓練を受けます。

防衛出動時等において必要があると認める場合には、防衛招集命令又は国民保護等招集命令により出頭し、自衛官となって、後方の警備や後方支援又は国民の保護のための措置等の任務にあたります。また、災害時において特に必要と認められる場合には、災害招集命令により出頭し、自衛官となって災害救助活動等に従事します。

### 2 予備自衛官補から予備自衛官への任用

50日間の教育訓練を修了した者は修了の翌日に陸上予備自衛官として任用されます。また、予備自衛官への任用の日をもって2等陸士の階級を指定されます。勤務期間は3年を1任期として任用され、引き続き希望する者は、選考により3年を任期として継続任用されます。

### 3 予備自衛官の待遇等

項 目		内 容
身 分		非常勤の特別職国家公務員
手当等	予備自衛官手当	月額4,000円(予備自衛官として任用期間中支給)
	訓練招集手当	日額8,100円(訓練招集参加日数分支給)
	訓練招集旅費	訓練招集に応じて訓練に参加する場合、自宅から訓練実施駐屯地までの交通費が支給されます。
衣食住	被服等	訓練招集で使用する被服等は無償貸与されます。
	食 事	訓練招集中は無料支給されます。
	宿 泊	訓練招集中は駐屯地内の定められた宿舎に起居(無料)することになります。
健康管理		訓練招集中は、自衛隊内の医務室や自衛隊病院等の利用が可能となります。
災害補償		訓練招集中の公務上の災害については、自衛官と同様の補償が受けられます。

### 4 予備自衛官の招集訓練

予備自衛官の招集訓練は、5日間連続して実施する訓練(5日間訓練)を基本として行っています。

#### ◆ 招集訓練の概要

5日間訓練	部隊等で、精神教育、武器訓練、体育訓練等のほか職種訓練が部隊の特性に応じ行われます。
-------	--

### 5 防衛招集等

予備自衛官は、防衛招集命令、国民保護等招集命令及び災害招集命令により招集され、出頭した日をもって自衛官となります。

#### (1) 防衛招集

防衛出動命令が発せられた場合又は事態が緊迫し、防衛出動命令が発せられることが予測される場合において、必要と認めるときには内閣総理大臣の承認を得て、防衛大臣から予備自衛官に対し防衛招集命令が発せられます。

#### (2) 国民保護等招集

国民の保護のための措置又は緊急対処保護措置(いずれも治安の維持に係るものを除く。)のため必要があると認めるときには、内閣総理大臣の承認を得て、防衛大臣から予備自衛官に対し国民保護等招集命令が発せられます。

#### (3) 災害招集

災害が発生し、特に必要があると認める場合は、内閣総理大臣の承認を得て防衛大臣から予備自衛官に対し災害招集命令が発せられます。

■ 合格基準表

男子

身長	胸囲	体重	体重超過の判定基準
cm	cm以上	kg以上	kg以上
155.0～	77	47	69
158.0～	77.5	47.5	71.5
161.0～	78.5	48	74
164.0～	79	49	76.5
167.0～	80	50	79
170.0～	80.5	52	81.5
173.0～	81.5	54	84
176.0～	82	56	86.5
179.0～	83	58	89
182.0～	84	60	91.5
185.0～	84.5	62	94
188.0～	85.5	64	96.5
191.0～	86	66	99

女子

身長	胸囲	体重	体重超過の判定基準
cm	cm以上	kg以上	kg以上
150.0～	74.5	43	58
152.0～	75	43.5	59.5
155.0～	75.5	44	62
158.0～	76	44.5	64.5
161.0～	76.5	45	67
164.0～	76.5	46	69.5
167.0～	77	47.5	72
170.0～	77.5	49	74.5
173.0～	78	51	77
176.0～	78.5	53	79.5
179.0～	79	55	82
182.0～	79.5	57	85
185.0～	80	59	88
188.0～	80.5	61	91
191.0～	81	63	94

■ 志願票・受験票記入例

① 頭文字 **ほ** 予備自衛官補 志願票

② 氏名 **防衛 太郎** (男)

③ 生年月日 **平成 〇〇年〇〇月〇〇日 (満〇〇歳)**

④ 志願区分 **予備自衛官補(一般)** 予備自衛官補(技能)

⑤ 希望試験場 **〇〇〇〇〇**

⑥ 現住所 **宮城県〇〇市〇〇区〇〇丁目〇-〇** **〇〇マンション〇〇号室**

⑦ 家族等連絡先 **防衛 史郎** (父) **宮城県〇〇市〇〇区〇〇丁目〇-〇**

⑧ 採用試験に該当する学歴

⑨ 職歴

⑩ 自衛官経験者記入欄

採用 退 職

年 月 所 属 年 月 最終所属 階級 認 番

私は、予備自衛官補(一般)技能採用試験を受験したいので申し込みます。  
私は、日本国籍を有しており、自衛隊法第38条第1項各号のいずれにも該当しておりません。  
また、この志願票の記載事項は事実と相違ありません。  
平成〇〇年〇〇月〇〇日

氏名(自筆) **防衛 太郎**

☆志願票の「記入上の注意」をよく読んで下記の要領で記入してください。

- ①「頭文字」：氏名の最初のひらがな1文字を記入
- ②「氏名」：戸籍に記載されているとおり正確に記入
- ③「生年月日」：年齢はP1、3の(2)年齢の計算期日現在の年齢を記入
- ④「志願区分」：一般を○で囲む。
- ⑤「希望試験場」：担当地方協力本部に詳細を確認し記入
- ⑥「現住所」：都道府県から番地、マンション名・室番号まで詳細に記入。なお、「メールアドレス(連絡希望者)」は合格を通知するためのものではありません。
- ⑦「家族等連絡先」：氏名、続柄及び住所(都道府県から番地、マンション名・室番号)を記入。ただし、現住所と同じであれば住所欄に「同上」と記入
- ⑧「自衛官経験者記入欄」：採用、退職欄にそれぞれ記入

- 注：記入上の注意
- 1 書又は黒インク(ボールペン可)で本人が楷書ではっきりと記入してください。
  - 2 裏紙内は、記入しないでください。
  - 3 記入欄が足りないときは、適量の用紙をつけて記入してください。
  - 4 記入事項に不正があると採用を取り消されることがあります。

自衛隊受験票

注 受付地方協力本部

注 写真は記入しないでください。

応募種別	幹部候補生、航空学生、看護学生、一般候補生、医科・歯科幹部、技術海上幹部、技術航空幹部、技術海曹、技術空曹、技術医科大学校学生、防衛大学校学生(推薦一般)、陸上自衛隊高等工科大学校生徒(推薦一般)、自衛官候補生、(予備自衛官補) 技能、その他( )
受験番号	注
氏名	<b>防衛 太郎</b>
試験場	注
試験日時	注

写真

(志願票と同じものをはり付ける。)

縦4×横3cm

- 注：1 応募種別、氏名欄のみ記入、応募種別は該当を○で囲むこと。  
2 防衛大学校学生又は陸上自衛隊高等工科大学校生徒は、推薦一般の区分も○で囲むこと。  
3 予備自衛官補応募者は、一般・技能の区分も○で囲むこと。

☆自衛隊法第38条第1項

- (1) 成年被後見人又は被保佐人
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) 法令の規定による懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (4) 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

☆必要出願書類等

- ①「志願票」・・・1部
- ②「受験票」・・・1部 記入要領は左図のとおり

注：写真(志願票及び受験票用の計2枚)は、本人とわかる鮮明な写真で長期保存のできるものであれば、デジタル写真でも可

●志願書類の請求・提出先(受付機関)

地方協力本部	郵便番号	所在地	電話番号	URL
札幌 函館 旭川 帯広	060-0004 042-0934 070-0902 080-0024	札幌市中央区北4条西15丁目1 函館市広野町6-25 旭川市春光町国有無番地 帯広市西14条南14丁目4	011(631)5472 0138(53)6241 0166(51)6055 0155(23)5882	<a href="http://www.mod.go.jp/pc/sapporo/">http://www.mod.go.jp/pc/sapporo/</a> <a href="http://www.mod.go.jp/pc/hakodate/">http://www.mod.go.jp/pc/hakodate/</a> <a href="http://www.mod.go.jp/pc/asahikawa/">http://www.mod.go.jp/pc/asahikawa/</a> <a href="http://www.mod.go.jp/pc/obihiro/">http://www.mod.go.jp/pc/obihiro/</a>
青森 岩手 宮城 秋田 山形 福島	030-0861 020-0021 983-0842 010-0951 990-0041 960-8162	青森市長島1丁目3-5 青森第2合同庁舎2F 盛岡市中央通3丁目4-11 仙台市宮城野区五輪1丁目3-15 仙台第3合同庁舎1F 秋田市山王4丁目3-34 山形市緑町1-5-48 山形地方合同庁舎 福島市南町86	017(776)1594 019(623)3236 022(295)2612 018(823)5404 023(622)0712 024(546)1920	<a href="http://www.mod.go.jp/pc/aomori/">http://www.mod.go.jp/pc/aomori/</a> <a href="http://www.mod.go.jp/pc/iwate/">http://www.mod.go.jp/pc/iwate/</a> <a href="http://www.mod.go.jp/pc/miyagi/">http://www.mod.go.jp/pc/miyagi/</a> <a href="http://www.mod.go.jp/pc/akita/">http://www.mod.go.jp/pc/akita/</a> <a href="http://www.mod.go.jp/pc/yamagata/">http://www.mod.go.jp/pc/yamagata/</a> <a href="http://www.mod.go.jp/pc/fukushima/">http://www.mod.go.jp/pc/fukushima/</a>
茨城 栃木 群馬 埼玉 千葉 東京 神奈川 新潟 山梨	310-0011 320-0043 371-0805 330-0061 263-0021 162-0845 231-0023 951-8035 400-0005	水戸市三の丸3丁目11-9 宇都宮市桜5丁目1-13 宇都宮地方合同庁舎2F 前橋市南町3丁目64-12 さいたま市浦和区常盤4丁目11-15 浦和合同庁舎3F 千葉市稲毛区轟町1丁目1-17 新宿区市谷本村町5-2 横浜市中区山下町253-2 新潟市中央区船場町2丁目3423 甲府市北新1丁目7-9	029(231)3315 028(634)3385 027(221)4471 048(831)6043 043(251)7151 03(3260)0543 045(662)9429 025(229)3232 055(253)1591	<a href="http://www.mod.go.jp/pc/ibaraki/">http://www.mod.go.jp/pc/ibaraki/</a> <a href="http://www.mod.go.jp/pc/tochigi/">http://www.mod.go.jp/pc/tochigi/</a> <a href="http://www.mod.go.jp/pc/gunma/">http://www.mod.go.jp/pc/gunma/</a> <a href="http://www.mod.go.jp/pc/saitama/">http://www.mod.go.jp/pc/saitama/</a> <a href="http://www.mod.go.jp/pc/chiba/">http://www.mod.go.jp/pc/chiba/</a> <a href="http://www.mod.go.jp/pc/tokyo/">http://www.mod.go.jp/pc/tokyo/</a> <a href="http://www.mod.go.jp/pc/kanagawa/">http://www.mod.go.jp/pc/kanagawa/</a> <a href="http://www.mod.go.jp/pc/niiigata/">http://www.mod.go.jp/pc/niiigata/</a> <a href="http://www.mod.go.jp/pc/yamanashi/">http://www.mod.go.jp/pc/yamanashi/</a>
長野 静岡	380-0846 420-0821	長野市旭町1108 長野第2合同庁舎1F 静岡市葵区柚木366	026(233)2108 054(261)3151	<a href="http://www.mod.go.jp/pc/nagano/">http://www.mod.go.jp/pc/nagano/</a> <a href="http://www.mod.go.jp/pc/sizuoka/">http://www.mod.go.jp/pc/sizuoka/</a>
富山 石川 福井 岐阜 愛知 三重 滋賀 京都 大阪 兵庫 奈良 和歌山 鳥取 島根 岡山 広島 山口 徳島 香川 愛媛 高知	930-0856 921-8506 910-0017 502-0817 454-0003 514-0003 520-0044 604-0043 540-0008 651-0073 630-8301 640-8287 680-0845 690-0841 700-8517 730-0012 753-0092 770-0941 760-0062 790-0003 780-0061	富山市牛島新町6-24 金沢市新神田4丁目3-10 金沢新神田合同庁舎3F 福井市文京1丁目17-24 岐阜市長良福光2675-3 名古屋市中川区松重町3-41 津市桜橋1丁目91 大津市京町3-1-1 大津びわ湖合同庁舎5F 京都市中京区御池通西洞院西入ル石橋町438-1 京都地方合同庁舎2・3F 大阪府中央区大手前4-1-67 大阪合同庁舎第2号館3F 神戸市中央区脇浜海岸通1-4-3 神戸防災合同庁舎4F 奈良市高畑町552 奈良第2地方合同庁舎1F 和歌山市築港1丁目14-6 鳥取市富安2-89-4 鳥取第1地方合同庁舎6F 松江市向島町134-10 松江地方合同庁舎4F 岡山市北区下石井1-4-1 岡山第2合同庁舎2F 広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎4号館6F 山口市八幡馬場814 徳島市万代町3-5 徳島第2地方合同庁舎5F 高松市塩上町3丁目11-5 松山市三番町8丁目352-1 高知市栄田町2-2-10 高知よさこい咲都合同庁舎8F	076(441)3271 076(291)6250 0776(23)1910 058(232)3127 052(331)6266 059(228)4722 077(524)6446 075(211)3471 06(6942)0543 078(261)8600 0742(23)7001 073(422)5116 0857(23)2251 0852(21)0015 086(226)0361 082(221)2957 083(922)2325 088(623)2220 087(831)0231 089(941)8381 088(822)6128	<a href="http://www.mod.go.jp/pc/toyama/">http://www.mod.go.jp/pc/toyama/</a> <a href="http://www.mod.go.jp/pc/ishikawa/">http://www.mod.go.jp/pc/ishikawa/</a> <a href="http://www.mod.go.jp/pc/fukui/">http://www.mod.go.jp/pc/fukui/</a> <a href="http://www.mod.go.jp/pc/gifu/">http://www.mod.go.jp/pc/gifu/</a> <a href="http://www.mod.go.jp/pc/aichi/">http://www.mod.go.jp/pc/aichi/</a> <a href="http://www.mod.go.jp/pc/mie/">http://www.mod.go.jp/pc/mie/</a> <a href="http://www.mod.go.jp/pc/shiga/">http://www.mod.go.jp/pc/shiga/</a> <a href="http://www.mod.go.jp/pc/kyoto/">http://www.mod.go.jp/pc/kyoto/</a> <a href="http://www.mod.go.jp/pc/osaka/">http://www.mod.go.jp/pc/osaka/</a> <a href="http://www.mod.go.jp/pc/hyogo/">http://www.mod.go.jp/pc/hyogo/</a> <a href="http://www.mod.go.jp/pc/nara/">http://www.mod.go.jp/pc/nara/</a> <a href="http://www.mod.go.jp/pc/wakayama/">http://www.mod.go.jp/pc/wakayama/</a> <a href="http://www.mod.go.jp/pc/tottori/">http://www.mod.go.jp/pc/tottori/</a> <a href="http://www.mod.go.jp/pc/shimane/">http://www.mod.go.jp/pc/shimane/</a> <a href="http://www.mod.go.jp/pc/okayama/">http://www.mod.go.jp/pc/okayama/</a> <a href="http://www.mod.go.jp/pc/hiroshima/">http://www.mod.go.jp/pc/hiroshima/</a> <a href="http://www.mod.go.jp/pc/yamaguchi/">http://www.mod.go.jp/pc/yamaguchi/</a> <a href="http://www.mod.go.jp/pc/tokushima/">http://www.mod.go.jp/pc/tokushima/</a> <a href="http://www.mod.go.jp/pc/kagawa/">http://www.mod.go.jp/pc/kagawa/</a> <a href="http://www.mod.go.jp/pc/ehime/">http://www.mod.go.jp/pc/ehime/</a> <a href="http://www.mod.go.jp/pc/kochi/">http://www.mod.go.jp/pc/kochi/</a>
福岡 佐賀 長崎 大分 熊本 宮崎 鹿児島 沖縄	812-0878 840-0047 850-0862 870-0016 862-0971 880-0901 890-8541 900-0016	福岡市博多区竹丘町1丁目12番 佐賀市与賀町2-18 長崎市出島町2-25 防衛省合同庁舎2F 大分市新川町2丁目1番36号 大分合同庁舎内5F 熊本市大江4丁目2-21 宮崎市東大淀2丁目1-39 鹿児島市東郡元町4番1号 鹿児島第2地方合同庁舎1F 那覇市前島3丁目24-3-1	092(584)1881 0952(24)2291 095(826)8844 097(536)6271 096(366)1271 0985(53)2643 099(253)8920 098(866)5457	<a href="http://www.mod.go.jp/pc/fukuoka/">http://www.mod.go.jp/pc/fukuoka/</a> <a href="http://www.mod.go.jp/pc/saga/">http://www.mod.go.jp/pc/saga/</a> <a href="http://www.mod.go.jp/pc/nagasaki/">http://www.mod.go.jp/pc/nagasaki/</a> <a href="http://www.mod.go.jp/pc/oita/">http://www.mod.go.jp/pc/oita/</a> <a href="http://www.mod.go.jp/pc/kumamoto/">http://www.mod.go.jp/pc/kumamoto/</a> <a href="http://www.mod.go.jp/pc/miyazaki/">http://www.mod.go.jp/pc/miyazaki/</a> <a href="http://www.mod.go.jp/pc/kagoshima/">http://www.mod.go.jp/pc/kagoshima/</a> <a href="http://www.mod.go.jp/pc/okinawa/">http://www.mod.go.jp/pc/okinawa/</a>



平和を、仕事にする。

陸海空自衛官募集

自衛官募集

検索



◆ 自衛官募集ホームページ

<http://www.mod.go.jp/gsdff/jieikanbosyu/>

■ 募集コールセンター

0120-063792

(受付時間 12:00~20:00)

● お問い合わせは、下記自衛隊地方協力本部へ。